

介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格について

受験資格は次のすべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 受験地の基準を満たすこと
- (2) 資格等の基準に該当し、規定の実務経験年数、従事日数を満たすこと

(1) 受験地の基準

本県で受験する者は下記の①または②のいずれかを満たす方となります。

- ① 申込み時点で、下記(2)の業務に従事している場合は、勤務地が山形県内にある者。
- ② 申込み時点で、下記(2)の業務に従事していない場合は、住所が山形県内にある者。

(2) 資格等の基準に該当し、規定の実務経験年数、従事日数を満たすこと

下記の1号及び2号の期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である者としてします。

受験資格要件		規定の実務経験期間
1号	<p>下記の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士</p> </div> <p>注意) 上記に該当する者の当該業務従事期間とは、当該資格の登録日以降の期間をいう</p>	<p>当該業務に従事した期間が、通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上であること</p>
2号	<p>別紙に定める相談援助に従事する者が、当該業務に従事した期間</p>	

注意1) 対象者は、上記(2)に列挙されたものであって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。

注意2) 当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない業務(研究、教育、事務等)を行っているような期間は実務経験期間に含まれません。

注意3) 「従事した日数」とは、業務期間内において実際に要援護者に対する直接的な援助の業務に従事した日数をいいます。休日、休暇、病気、出張、研修等で業務に従事しなかった日数は除きます。

注意4) 必要実務経験期間は、試験日前日までに満たしていることとします。

注意5) 実務経験期間の日換算については、1日の勤務時間が短い者の場合についても、1日勤務したものとみなします。

(3) 受験対象者についての留意点

以下の事項に該当する方については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、法第69条の2に定める登録を受けることができません。

- (ア) 心身の故障により介護支援専門員の業務を適切に行う事ができない者として厚生労働省令で定めるもの
- (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- (ウ) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- (エ) 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正または著しく不当な行為をした者
- (オ) 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1項第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- (カ) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- (キ) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日または処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

別紙

別に定める相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりとする。

次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

コードNo.	相談援助業務に従事する者の範囲
2001	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する 特定施設入居者生活介護 にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号に規定する 生活相談員
2002	介護保険法第8条第21項に規定する 地域密着型特定施設入居者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する 生活相談員
2003	介護保険法第8条第22項に規定する 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 にあつては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する 生活相談員
2004	介護保険法第8条第27項に規定する 介護老人福祉施設 にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する 生活相談員
2005	介護保険法第8条第28項に規定する 介護老人保健施設 にあつては、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する 支援相談員
2006	介護保険法第8条の2第9項に規定する 介護予防特定施設入居者生活介護 にあつては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する 生活相談員
2007	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する計画相談支援にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する 相談支援専門員
2008	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援にあつては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する 相談支援専門員
2009	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する 生活困窮者自立相談支援事業 にあつては、 主任相談支援員